

中央労基協 Report

令和8年4月

令和7年度 第2回幹事会を開催しました

令和7年度の第2回幹事会は、令和8年3月10日に当支部ホールにて開催し、全議案が議決されましたので、ここに議案の一部をご紹介します。

I 基本方針について

東基連中央労働基準協会支部は、東基連と組織統合した9支部とともに本部・支部間の連携を図りつつ事業を推進しているところです。

講習等事業では、技能講習の受講者数が減少傾向にあります。

当支部は人事労務系の講習を多数開催しており、リピーター受講生も多いことからPRを強化、技能講習の受講者減少をカバーすべく集客を図ることとしています。

また、令和7年度は受講者から要望のあった「育児介護休業等実務講座」をスポット開催し一定の評価を得られたことから、当初計画以外でも法改正や受講者ニーズに対応した講習も随時開催していくこととしています。

令和8年度においても東基連における中核支部としての役割をはたすべく、次の基本方針に基づき積極的に取り組んでまいります。



- 1 東基連本部及び各支部間はもとより関係行政機関、他の地区労働基準協会及び関係団体等とより一層の連携に努め、協力して労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持・増進対策等を推進するための公益事業に積極的に取り組みます。
- 2 登録教習機関として行う技能講習、登録講習のほか、特別教育等法定教育を計画に基づき確実に実施します。また、労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー等を企画・立案し実施します。
なお、これら講習会等を実施するに当たり、会員事業場のみならず多くの関係者に受講を勧奨するため、ホームページや案内リーフレット等を活用した広報を幅広く行います。
- 3 定時会員総会、賀詞交歓会等を通じて会員相互や関係行政職員との交流の充実を図るほか、無料講習や会員割引による講習の実施など会員に対する優遇措置の拡大に努めます。
- 4 新規会員獲得のため、令和6年度から実施した事項、①各種講習時に「入会案内文」を配布する。②ホームページ「貸しホール」欄に、会員価格が低廉である旨を強くアピールするほか、貸しホール利用者に特化した「入会案内文」を掲載する。なお、貸しホール使用については、令和8年4月から利用料金を改定（値上げ）することとしており、一般利用価格と会員価格の差を大きくし、更に会員メリットをアピールする。③労働基準監督署等行政機関のお知らせ等設置棚に「入会案内文」を配架依頼する等を継続することとし積極的な広報を行うこととしています。会員の減少に歯止めを掛けるため、本部とも協力して東基連の事業活動についてホームページを中心にして幅広く周知・広報することとし、事業者にとって有用な情報提供に努めます。
- 5 施設（事務所、ホール、駐車場）の賃貸事業に係る運営に当たっては、計画的な補修整備、各設備の更新を的確に実施することにより、事業活動の安定した財政基盤の確保に努めます。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、令和8年4月から「XXXXXXXXXX」に変更となりました。

II 個別事業の概要について

1 労働関係法令等に係る講習会等の実施

- (1) 安全衛生教育事業関係・・・・・・・・・・ 43回
- (2) 人事労務管理関係講習・・・・・・・・・・ 11回

2 労使の意識啓発の取組

中央労働基準監督署と当支部他4団体との共催により、労働災害防止等に向けた機運醸成のため、中安全推進大会を6月15日に、中央健康推進大会を9月11日に開催し、労働災害防止、労働者の健康管理、長時間労働による健康防止対策やメンタル対策等に関する説明、事例の発表、専門家による講演等を行う。

また、中央健康推進大会において、安全衛生活動に積極的に取り組む事業場及び安全衛生活動の推進に尽力された個人に対する中央労働基準監督署長表彰を行う。

3 広報活動の取組

「中央労基協 Report」を毎月発行して当支部の活動状況や関連情報、中央労働基準監督署からのお知らせ等の提供を行う。

また、当支部会員限定で会報「東基連」（東基連本部）、「中央労基協 Report」を会員ページにて会員事業者への情報提供の充実を図る。

ホームページ等の活用により当支部が独自に開催する講習会、セミナー等の情報提供に努める中で、当支部の事業活動の内容、特色をわかりやすく示すことにより新たな会員の加入につなげていくこととする。そのため、ホームページの更新や案内リーフレットの作成、配布に努める。

4 当支部内に設置した委員会の活性化の取組

当支部地域内の建設業者を構成員として設けられた建設業労務安全推進委員会を年2回（6月・8月）開催し、中央労働基準監督署指導の下、業界における労務・安全管理上の問題点を検討し、安全衛生管理の向上の推進を図るとともに、中央安全推進大会及び中央健康推進大会の開催に当たって、その運営に積極的に協力していく。

5 施設賃貸・貸与事業

当支部の収益事業の要となる中労基協ビルの事務所スペース及び周辺駐車スペースの賃貸並びにホールの貸与を維持、継続することにより、当支部の財政基盤の確立に努める。

令和8年4月からビル設備管理委託費及びビル管理業務委託費の改定によりそれぞれ値上げとなる。また、補修整備費、各設備の更新については、物価高騰、人件費の高騰等により、支出費用が増額しており、今後、施設（事務所、駐車場）の賃貸料の値上げの検討が必要である。

III 《報告事項》当面の主な行事予定について

令和8年度の中央労働基準協会支部における行事予定

○第1回支部幹事会、支部会員総会、臨時幹事会及び懇親会

R8.5.18（月）15:00～19:00

九段会館テラスコンファレンス&バンケット3階（千代田区九段南1-6-5）

○中央安全推進大会

R8.6.15（月）13:30～16:30

文京区シビックホール 小ホール（文京区春日1-16-21）

○中央健康推進大会

R8.9.11（金）13:30～16:30

文京区シビックホール 小ホール（文京区春日1-16-21）

○新春賀詞交歓会

R9.1.18（月）17:30～19:00

東京ドームホテルB1（文京区後楽1-3-61）

○第2回支部幹事会

R9.3.5（金）11:00～12:00

中央労働基準協会支部4Fホール（千代田区二番町9-8）

4月から準備！

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

「STOP!クールワークキャンペーン（4月：準備・5～9月：キャンペーン期間）」が始まります！

今年度のキャンペーン期間中の実施事項は、

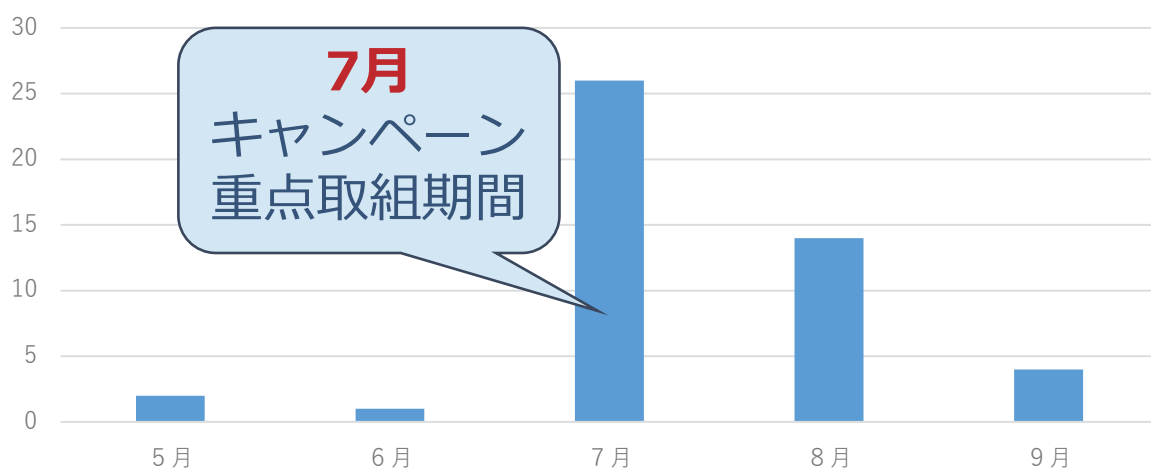
- ①暑さ指数の把握と評価
- ②測定した暑さ指数に応じて、「暑さ指数の低減」「休憩場所の整備」「暑さに適した服装の着用」「作業時間の短縮」「プレクーリングの実施」などの対策の徹底となっております。

また、重点取組期間である**7月**には、

「暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加」「暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底」「熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請」などに取り組むこととなっています。

毎年5月頃には熱中症が発生しております。昨年に引き続き今年も厳しい暑さとなる予報もあるため、早めの対策をよろしくお願いいたします。

中央労働基準監督署管内
月別熱中症発生件数（2021～25年合計）



令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

もっと自分らしい 働き方 休み方

Refresh!



春の訪れに
年休で
ゆとりある
時間を。

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 🔍

年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしている全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

●年次有給休暇の比例付与の詳細はこちら▶

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/roudousya.html>



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

●年次有給休暇の計画的付与制度の詳細はこちら▶

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/planned-granting/>



時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

●時間単位の年次有給休暇の詳細はこちら▶

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/holiday/time-unit.html>



労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

◇令和8年度定時会員総会及び懇親会のご案内◇

日 時 令和8年5月18日（月）
定時会員総会：午後4時から午後5時
懇親会：午後5時30分から午後7時

場 所 九段会館テラスコンファレンス&バンケット3階
千代田区九段南1-6-5
定時会員総会：真珠
懇親会：茜

- ※ ご案内の詳細については、別途郵送とさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。
なお、定時会員総会を欠席される会員におかれましては、必ず委任状の提出をお願いいたします。

労災保険給付に関するQ&A

Q1 従業員を10日間程度地方へ出張させる場合に、出張期間内に休日（土・日曜日）を挟むこととなります。出張においてはその全過程が事業主の支配下に置かれているという解釈を聞いたことがあります。出張期間中の休日における考え方、業務遂行性についてはどのような取り扱いとなりますか。

A1 出張日程内に休日が含まれている場合、その休日においても業務命令による用務があり、その用務遂行のために業務行為をしているのであれば、事業主の支配下にあるものと判断されるので休日労働となります。

しかしながら、業務命令に基づく用務がない場合には、通常の休日として事業主の支配下を離れているものと判断されるのであれば、当日は休日として取り扱われることとなりますので、当該休日に災害が発生したとしても、出張業務に起因するものとは認められないこととなります。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

8年度講習カレンダー〔令和8年4月～令和8年10月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HP トップページ 



講習名	月	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	22(水) 24(金)				26(水) 28(金)		6(火) 8(木)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		14(木) 15(金)			4(火) 5(水)		
	石綿作業主任者技能講習				2(木) 3(金)			
法定講習等	安全衛生推進者養成講習			15(月) 16(火)			3(木) 4(金)	
	衛生推進者養成講習			11(木)			2(水)	
	安全管理者選任時研修		21(木) 22(金)		6(月) 7(火)			20(火) 21(水)
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)		19(火)		14(火)			27(火)
	保護具着用管理責任者教育				15(水)			28(水)
	雇入れ時の安全衛生教育		8(水) 13(月) 14(火) 15(水)					
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】				27(月) 29(水)		8(火) 10(木)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】				27(月) 28(火)		8(火) 9(水)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】				29(水)		10(木)	
安全衛生その他講習	熱中症予防管理者労働衛生教育			8(月) 19(金) 24(水)				
	総括安全衛生管理者講習							16(金)
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習				10(水)			
	基礎講座	新規労務担当者向け講習		26(火) 27(水)				
		社会保険(健保・年金)基礎講座					25(火)	
		労働基準法等基礎講座				22(水)		
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]				16(木)		
		労災保険実務講座[応用編]				30(木)		
		労災保険実務講座[基本編+応用編]【2回セット】 ★セット割引				★ 16(木) ★ 30(木)		
		社会保険実務講座[健康保険]						15(木)
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]						29(木)
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】 ★セット割引						★ 15(木) ★ 29(木)
労働基準法等実務講座【2回セット】								
雇用保険実務講座				23(火)				
女性活躍推進セミナー								

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。 2026/3/16現在
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】